

## 記念植樹事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、個人が結婚や出産等を記念して植樹する場合や地域団体などがその活動の節目を記念して植樹する場合に、予算の範囲内において当該樹木を無償で配布し、緑豊かなまちづくりと緑化意識の高揚を図ることを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 記念植樹用樹木の配布の対象は、次に定めるとおりとする。

- (1) 個人
- (2) 町内会、自治会等の地域団体
- (3) その他、理事長が必要と認める団体など

### (樹種及び配布限度)

第3条 配布する樹木の種類及び数量は、配布する対象により次に定めるとおりとする。

- (1) 個人(前条第1項第1号)の場合は、高さが概ね1メートル程度のイロハモミジ又は公社理事長の選定する樹木1本を配布する。
- (2) 地域団体など(前条第1項第2号及び第3号)の場合は、一広場などについて50,000円を限度として、希望する種類の樹木を配布する。但し、広場などに植樹する場合にあつては、当該土地の管理者(所有者など占有すべき権利を有する者など)の承認が得られている場合に限る。

### (申請)

第4条 配布樹木の申請は、記念植樹配布申請書(第1号様式及び第2号様式)より、記念事業の概要等を付して理事長あて申請するものとする。

### (配布)

第5条 理事長は、前条の申請を受けた後すみやかに樹木の植栽適期を勘案し、記念植樹配布通知書(兼)樹木引換券(第3号様式)により、配布時期を申請者あて通知し、配布場所にて引換を行うものとする。

### (管理)

第6条 樹木の配布を受けた個人又は団体などは、配布を受けた樹木を長期にわたり健全に育成し、剪定、病虫害防除、施肥等万全の管理を行うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。